

議 事 録

第 3 回 定 例 総 会

令和5年10月6日

太田市農業委員会第3回定例総会議事録

開会日時 令和5年10月6日(金) 午後2時
 閉会日時 令和5年10月6日(金) 午後3時20分
 開催場所 太田市役所 新田庁舎 特別会議室(2階)

出席委員 1 長谷川 耕一 2 遠藤 弘一 3 山田 清作 4 長島 佳男
 (16人) 5 太田 安弘 6 塚越 仲夫 7 原田 和男 8 飯塚 茂夫
 10 木村 克己 11 高木 勝 12 清水 由紀江 14 内田 達夫
 15 小磯 典夫 16 石原 康男 18 永井 幸二 19 片亀 昌子

欠席委員 9 齋藤 森雄 13 中村 幸江 17 室田 道博
 (3人)

出席職員 高柳局長 金谷次長 小此木次長補佐 西野目係長
 (8人) 大澤主任 町田主任 松井主任 大崎主任

会議に付 議案第1号 農地法関係許可一部取消願について (会長)
 した事項 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について (会長)
 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について (会長)
 議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について
 (会長)
 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について (会長)
 議案第6号 農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの判
 断について (会長)
 議案第7号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条
 第1項の規定に基づき、同法第1条の規定による改正前の農業
 経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定につい
 て (会長)

報告事項 報告第1号 太田市農業委員会会長専決規程第3条による報告について
 報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について
 報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について
 報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書について
 報告第5号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出につ
 いて

1 開 会 午後2時

2 開会宣言 ただいまから第3回農業委員会定例総会を開会いたします。

3 会期の決定

議 長 それでは、定足数について事務局よりお願いいたします。

事 務 局 本日の定足数については、出席の委員16名、欠席の委員3名です。過半数以上の出席がありますので、本日の定例総会は成立することをご報告申し上げます。

議 長 会期について議題といたします。
お諮りいたします。
会期は、本日一日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)
議 長 ご異議なしと認めます。
よって、会期は本日一日限りと決定いたします。

4 議事録署名人及び書記の選任

議 長 次に、議事録署名委員及び書記の選任について、議題といたします。
議事録署名委員及び書記について、議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)
議 長 それでは、3番 山田清作委員 と 7番 原田和男委員 のお二人
にお願いいたします。
また、書記につきましては事務局の町田主任を指名いたします。
議事に入る前に、議案書の訂正等がありましたら報告願います。

事 務 局 議案書において訂正はございません。

5 議事顛末

議 長 それでは、これより議事に入ります。

議案第1号 農地法関係許可一部取消願が会長宛てにあったので、審議を求めます。

提出件数は1件です。

事務局より、提案をお願いします。

事務局

議案第1号 農地法関係許可取消願について会長宛てに1件提出されております。新田大町の土地 1,274 の内760㎡について、農業施設用地として許可を得た後も一部を農地として使用していたため、該当地を分筆し許可を取り消すものです。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長

事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いします。

番号1番について、第5地区協議会の調査した意見結果を報告願ひます。

10番委員

番号1番について、当地区協議会で確認調査書等に基づき調査した結果を報告します。

現地を確認したところ、施設園芸用ハウスでキュウリの生産を行っており、農地のため、特に問題はなく、取消相当と意見決定しました。

再度ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長

ただいま、第5地区協議会より番号1番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委員

なし。

議長

ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号1番を取消とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長

全員賛成でありますので、番号1番を取消とすることに決定いたします。

議長

続いて議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請が会長宛てにあったので、処分の決定を求めます。

提出件数は7件です。

事務局より、提案をお願いします。

- 事務局 提出件数7件について、朗読し詳細に説明する。
- 1番 細谷町の土地 畑 102 m² 外2筆 計 773 m²、農地を譲り受け、経営規模を拡大したい。
- 2番 新野町の土地 畑 1,867 m²、経営規模拡大のため農地を譲り受け、農業に精進したい。
- 3番 大島町の土地 田 1,221 m²、農地を譲り受け、農業に精進したい。
- 4番 高林北町の土地 田 2,477 m² 外1筆 計 5,184 m²、農地を譲り受け、経営規模を拡大したい。
- 5番 徳川町の土地 畑 416.52 m²、農地を譲り受け、経営規模を拡大したい。
- 6番 新田市野倉町の土地 畑 605 m² 外1筆 計 2,101 m²、農地を譲り受け、農業に精進したい。
- 7番 大原町の土地 畑 2,074 m² 外2筆 計 4,631 m²、農地を譲り受け、経営規模を拡大したい。
- なお、1番から7番につきまして、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
- 以上、ご提案させていただきます。処分の決定をお願いします。
- 議長 事務局の提案について、地区協議会での結果報告をお願いします。それでは、番号1番及び2番について、第1地区協議会の調査した意見結果を報告願います。なお、番号2番については、第3地区協議会にも関連がありますので、併せて報告願います。
- 1番委員 では、1番につきましてご報告させていただきます。当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査及び現地を確認したところ、周辺農地への支障がなく問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。
- 7番委員 番号2番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果、譲渡人は花卉、野菜栽培を行っており、周辺農地への支障もなく問題ないと判断し、問題ないものと判断し、許可相当と意見を決定しました。再度審議のほど、よろしく願いします。
- 議長 2番に関連してありますか。

- 5番委員 番号2番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果、今回の申請は規模拡大のため、現地を確認したところ、周辺の農地に支障なく問題ないと判断し、農地法第3条第2項に該当しないため、許可相当と意見決定いたしました。再度ご審議のほど、よろしくお願いいいたします。
- 議長 ありがとうございます。ただいま、第1地区協議会及び3地区協議会より番号1番及び2番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
- 委員 なし。
- 議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。番号1番及び2番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議長 全員賛成でありますので、番号1番及び2番を許可とすることに決定いたします。
- 議長 続いて、番号3番について、第3地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 5番委員 番号3号について報告いたします。
当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、親が高齢化のため、息子に贈与したい。譲受人は必要な農機具も所有しており、現地を確認したところ、周辺への支障なく、農地法第3条第2項に該当しないため、問題ないと判断し、許可相当と意見決定いたしました。再度ご審議のほど、よろしくお願いいいたします。
- 議長 ただいま、第3地区協議会より番号3番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
- 委員 なし。
- 議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。番号3番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議長 全員賛成でありますので、番号3番を許可とすることに決定いたします。

- 議 長 続いて、番号4番及び5番について、第4地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
 なお、番号4番については、第1地区協議会にも関連がありますので、併せて報告願います。
- 8番委員 譲受人は農地を譲り受け、経営規模を拡大して農業したいということで、現地を確認したところ、周辺農地にも支障がないため、協議会では承認ということで話がまとまりました。
 再度審議をよろしく願います。
- 1番委員 番号4について当地区協議会で確認調査書に基づき調査した結果、現地を確認したところ、農地のために特に問題もなく、許可相当と意見決定しました。
 再度ご審議のほど、よろしく願います。
- 14番委員 番号5番について地区協議会でチェックした結果、譲受人の●●さんを調べた結果、優良農業者として今回申請を行い、規模拡大のため取得したということでございます。譲渡人は、●●さんとは親戚関係にあり、相続の関係で●●さんができないということで●●さんが買い取ったわけでございます。
 審査した結果、周辺農地に何の支障もなく問題ないと判断しましたので、再度ご審議のほど、よろしく願います。
- 議 長 ただいま、第4地区協議会及び第1地区協議会より番号4番及び5番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
- 委 員 なし。
- 議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
 番号4番及び5番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
 (挙手 全員)
- 議 長 全員賛成でありますので、番号4番及び5番を許可とすることに決定いたします。
- 議 長 続いて、番号6番及び7番について、第6地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
 なお、番号6番については、第5地区協議会にも関連がありますので、併せて報告願います。
- 12番委員 6番、7番を報告いたします。

第6地区でチェックリストに基づき調査した結果は、6番は兄から弟に贈与するものです。7番は親から相続した農地をおじに譲渡するものです。ともに現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく問題ないと判断し、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると意見決定いたしました。

再度ご審議のほど、よろしくお願いいいたします。

15番委員 番号6番について、本地区協議会で確認調査書に基づき調査した結果は、現地を確認したところ、農地のため特に問題もなく、許可相当と意見決定いたしました。

再度ご審議のほど、よろしくお願いいいたします。

議長 ただいま、第6地区協議会及び第5地区協議会より番号6番及び7番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号6番及び7番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号6番及び7番を許可とすることに決定いたします。

議長 続いて、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請が会長宛てにあったので、審議を求めます。

提出件数は3件です。

事務局より、提案をお願いします。

事務局 提出件数3件について、朗読し詳細に説明する。

1番 新田村田町の土地 483の内40㎡、農地区分は、「概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」の理由から第一種農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。

第一種農地は原則転用不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

露天駐車場用地として転用するものです。

2番 新田市野倉町の土地 2,604の内770㎡、農地区分は、「今後長

期にわたり農業上の利用を確保すべき土地の区域内の農地」の理由から、農用地区域内農地と判断されます。農用地区域内農地は原則転用不許可ですが、「農業用施設用地として用途区分の変更が行われている農地で、農業用施設に供する場合」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

農業用施設用地として転用するものです。

3番 大原町の土地 422 の内 0.066 m²、農地区分 第一種、第一種農地は原則転用不許可となりますが、「一時的に供されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

営農型太陽光発電施設用地として一時転用するものです。

以上、提案させていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 事務局の提案について、地区協議会での結果報告をお願いします。
番号1番及び2番について、第5地区協議会の調査した意見結果を報告願ひます。

15番委員 当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査及び現地確認をした結果を報告いたします。
番号1番について、申請人はアパート経営を行っており、農地法の許可を得ずにアパート駐車場として使用していたことが判明したため、是正するものです。
番号2番について、申請人は申請地内で果樹栽培を行っており、その一部を農機具置場として使用しています。このたび農地法の許可を受けていないことが判明したため、是正するものです。
現地を確認したところ、いずれも周辺農地への支障もなく問題はないので、許可相当と意見決定いたしました。
再度ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。以上です。

議 長 ただいま、第5地区協議会より番号1番及び2番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

18番委員 2番の●●●●さんというのは、先ほど第2号の業務でやっている案件が出ましたね。この土地と接続している農地ということでよろしいんですかね。●●●●。分けてある●●●●●とか●●というから同じ、隣接している土地ですか。

- 15 番 委 員 隣接しています。この駐車場、雑種地として使っているところだけ分筆してあるのではないのでしょうか。
- 18 番 委 員 ぶどう屋さんかな。
- 15 番 委 員 そうです。市野倉のほうね。
- 18 番 委 員 ええ、分かっていますよ。分かりました。いいですよ。敷地の分筆しているところですね。分かりました。以上です。
- 議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号1番及び2番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議 長 全員賛成でありますので、番号1番及び2番を許可とすることに決定いたします。
- 議 長 続いて、番号3番について、第6地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 17 番 委 員 3番の案件ですが、これは営農型の太陽光発電の更新手続で申請されたものです。当地区協議会において調査した結果、問題がないため、許可相当と判断し、再度のご審議をお願いします。
- 議 長 ただいま、第6地区協議会より番号3番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
- 委 員 なし。
- 議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号3番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議 長 全員賛成でありますので、番号3番を許可とすることに決定いたします。
- 議 長 続いて、議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請が会長宛てにあったので、審議を求めます。
提出件数は、2件です。
事務局より提案をお願いします。
- 事 務 局 提出件数2件について、朗読し詳細に説明する。
1番、龍舞町の土地 661㎡、露天駐車場用地として許可を得ましたが、

電気自動車の修理件数が増加しており、電気自動車専用の修理工場の建設が必要となったため、当該許可の目的を変更するものです。

2番、大原町の土地 1,460 m²、工場用地として許可を得たが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により受注が見込めない状態になってしまい、計画を実行できずにいたところ、新たに建売分譲住宅として利用したいと申入れがあったため、当該権利を承継するものです。

以上2件、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 事務局の提案について、地区協議会での結果報告をお願いします。
番号1番について、第2地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

2番委員 6月9日にすぐ許可を受けて、それでまた9月……。今回申請したものであったので、すぐ許可してまた変更となったので、私が第2地区で不許可というので一度ご審議願ったら、一度許可されたものはあとは何をしても大丈夫なんだよ、2番委員さん、裁判になったら負けちゃうよと言われたので、これは承認することにいたしました。
第2地区で協議した結果、承認することに決まりました。以上です。

議長 ただいま、第2地区協議会より番号1番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 ちょっと私のほうから質問、これは電気自動車の修理件数が分かったのかしら。電気自動車の修理件数の経過。
それまでの間、今ちょっと2番委員からお話がありました案件、当初、不許可ということでご提案いただいたのですが、確かに6月9日に許可をして、その後、数か月もしないうちにというのは、まさに転用として望ましいかどうかという問題なのです。これは農業委員会の中でも、許可した後、どのくらいいったら、ほかに転用できるかどうかというのは非常に重要なテーマであります。今回のケースを見る限りでは、この転用が悪意に行われたということではないということと、もう一つは、増加しておりというより、今後の将来のEV自動車の増加による修理件数が増加すると見込まれて、これは申請をされたのではないかということなどが判断されて、それでまさに不許可というよりも許可をして問題ないだろうということで、第2地区で承認とした案件です。

- 事務局 修理件数について報告させていただきます。
2021年、全体の修理件数が299件のうち、22件がEVの修理だったそうです。今年、2023年9月までの数字になりますけれども、全体が150件の修理のうち、18件がEVの修理となっておりますので、単純に倍にしたところ、300件中36件が修理の件数になるかなというところで、2021年に比べまして、60%ほど増加する見込みとなっております。全体の割合としましても、2021年は全体の7%だったのに比べまして、2023年には12%に増加する予定でございます。車検などについても、全体の70%を超えたりとか、販売につきましても倍に増えていたりとかという状況がありますので、今後の増加が見込まれるというのは本当なのかなと判断しました。
- 議長 ただいま、第2地区協議会より番号1番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。
- 18番委員 2番委員さんが言われたとおり、地区協議会で6月に出て、それで10月に出してきたと。これはちょっといかなものかなというので、私も、それについてはちょっとおかしいなというふうなことになるんだけど、前回許可しているのだから、これを法律的にやった場合に、出しているのは相手方の行政書士か、そういうので訴えた場合に、こっちが負けるという方向になるんじゃないかなという憶測もありまして、だから、その辺で言ったとおり、承認相当というようなことになったんですね。
ただ、3か月前に出して、またこういうふうにするというのは、農業委員の、我々もそうなんだけれども、第2地区で、やっぱり責任というものがあるので、2番委員さんの言うことも分かるんですけども、前みたいに、ここで裁判をやったことがあるんですけども、その辺があるので一応承認相当という。今、会長から出ましたけれども、自動車の関係でこういうのだというのも書類をつけて、そういうことで地区ではやったということなので、これは我々一人一人、出た第2地区、全部責任がありますので、休泊の2番委員さんだけでなく、これは全部責任の中で一応そういうことでやったので、理解しています。
- 議長 何となく深刻な話のように聞こえますけれども、別にこれは当初の申請が自動車整備工場で来たからといって、実は案件としては不許可にはならないんですね。ですから、転用するところ自体と全体の事業の

流れからして承認相当だろうと思っております、ただ、先ほど申し上げましたように、許可をして、昔、うちの近くのお寺でも、駐車場として許可を受けたのが数か月もたたないうちにお墓に替えちゃったというケースがあったんですね。それがいい例だということではないんですが、許可日から次のときの申請の期間というのは慎重に見て、変に農地等を悪用されないようには心がけたいと思いますが、これは悪用したとはなかなか認定しにくいということでございます。

それでは、第2地区協議会より番号1番について報告がありました。

さらにご意見、ご質問等ございますか。

委員
議長

なし。

ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号1番を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長

全員賛成でありますので、番号1番を承認することに決定いたします。

議長

続いて、番号2番について、第6地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

12番委員

2番について、第6地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく、承認相当と意見決定いたしました。

再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

ただいま、第6地区協議会より番号2番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委員
議長

なし。

ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号2番を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長

全員賛成でありますので、番号2番を承認することに決定いたします。

議長

続いて、議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請が会長宛てにあったので、審議を求めます。

提出件数は15件です。

事務局より、提案をお願いします。

事務局

提出件数 15 件について、朗読し詳細に説明する。

1 番 細谷町の土地 464 m²、農地区分は、「宅地化に達している区域に近接する農地の区域で概ね 10ha 未満にある農地」の理由から第二種農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。

一般住宅用地として転用するものです。

2 番 細谷町の土地 303 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

3 番 高林南町の土地 360 m² 外 1 筆 計 367.81 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

4 番 新道町の土地 500 m²、農地区分 第二種、太陽光発電パネル設置用地として転用するものです。

5 番 新道町の土地 500 m²、農地区分 第二種、太陽光発電パネル設置用地として転用するものです。

6 番 由良町の土地 294 m² 外 1 筆 計 362 m²、農地区分は、「市街化の傾向が著しい区域内にある農地、具体的には東武伊勢崎線細谷駅から 300m 以内の農地」の理由から、第三種農地と判断されます。

一般住宅用地として転用するものです。

7 番 龍舞町の土地 357 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

8 番 安良岡町の土地 399 m² 外 1 筆 計 452 m²、農地区分 第二種、露天駐車場用地として転用するものです。

9 番 緑町の土地 137 m² 外 4 筆 計 1,240 m²、農地区分 第二種、蓄電池設置用地として転用するものです。

10 番 吉沢町の土地 856 m²、農地区分 第二種、太陽光発電設備設置用地として転用するものです。

11 番 大島町の土地 499 m²、農地区分は、「概ね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」の理由から第一種農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。第一種農地は原則転用不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

一般住宅用地として転用するものです。

12番 新野町の土地 334 m²、農地区分 第二種、貸露天資材置場用地として転用するものです。

13番 北金井町の土地 1,110 m² 外1筆 計7,253 m²、農地区分 第二種、木質バイオマス用地として転用するものです

14番 新田下田中町の土地 99 m²、農地区分 第一種、第一種農地は原則転用不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

露天駐車場用地として転用するものです。

15番 大原町の土地 1,460 m²、農地区分 第二種、建売分譲住宅用地として転用するものです。

議長 事務局の提案について、地区協議会での結果報告をお願いします。
番号1番から6番について、第1地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

1番委員 では、1番から3番まで、当地区の協議会で許可基準チェックリストに基づき調査し、現地を確認した結果を報告いたします。
番号1番から3番は、いずれも譲受人はアパートに住んでおり、申請地を取得し、一般住宅を建築するものです。
現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく問題はないので、許可相当と意見決定いたしました。
再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。

7番委員 次に、4番から6番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査及び現地確認をした結果を報告します。
番号4番と5番は、譲受人は太陽光発電を営んでおり、申請地を取得し、太陽光発電を行うものです。6番は、譲受人はアパートに住んでおり、申請地を取得し、一般住宅を建築するものです。現地を確認したところ、周辺農地に支障もなく問題ないので、許可相当と意見を決定しました。
再度審議のほど、よろしく願いします。

議長 ただいま、第1地区協議会より番号1番から6番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。
委員 なし。

- 議 長 ここで参考までに教えていただきたいんですが、番号4番と5番の太陽パネルですが、大阪府の方が申請者になって、同一会社なんですが、これは安全施策、特にリンクするわけではないんですが、問題が生じたときには、どういう形で対応することになっていますか。
- 事 務 局 お答えいたします。
緊急連絡先をいただいております、無人で365日、遠隔で監視はしています。また、設備の定期点検としても4年に1回行っていたり、草刈りも年に何回か行っています。また、緊急の問題が生じた場合は、すぐ駆けつけることになっています。
- 議 長 それはどこから駆けつけるんですか。
- 事 務 局 大阪の会社に、今回所有権移転にはなっているんですけども、東京に本社がありまして、そちらから駆けつけることになっています。
- 議 長 土日、祝祭日はどうするんですか。
- 事 務 局 土日のところまで、すみません、確認はできていないんですけども、通常で考えれば、土日も駆けつける体制はできていると考えられます。
- 議 長 念のため、確認だけしておいてください。よく会社のほうが緊急連絡先になっているんですが、大体土日、休日、祝祭日は休みですから、念には念を入れていただいて、特段審査そのものとはリンクしませんが、よろしく願います。すみませんでした。
- 議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号1番から6番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議 長 全員賛成でありますので、番号1番から6番を許可とすることに決定いたします。
- 議 長 続いて、番号7番から10番について、第2地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 2番委員 番号7番、休泊です。譲受人はアパートに住んでおいて、申請地を取得し、一般住宅を建築するものであります。現地確認したところ、いずれも周辺農地への支障もなく問題はないので、許可相当と意見決定いたしました。問題があるのは、申請人が家なんかを造らなくて、そのままの状態ですておくという場所です。申請人が道路から下へ1.1メートルに設置したので、そこは何も造らないでそのままほうっておくということで、草が出たら1.2メートルもあるから大丈夫だろうと

というような状態の申請人の土地であります。譲受人の土地は、その隣でありましたので問題はないと思います。許可相当と決定いたしました。

再度審議をお願いいたします。

3番委員

報告します。

これはコンピューター学校の駐車場の農地が一部だけ残ったところのやつ、最後のをやって駐車場にすることなので、周りは農地がないので問題ないと思います。許可相当と意見決定しました。

再度のご審議をお願いします。

18番委員

9番、10番を説明いたします。

まず9番ですけれども、この関係については、太田市で初めてなのでそうですけれども、系統用の蓄電システム、要するに電気をためておく施設を設置するという申請が出ておりました、現地を確認しましたら、さくら工業団地というのがあって、太田市の太陽光発電の銅線が盗まれたところがあるんですけれども、そこの近くなんですけれども、周辺の農地には全然問題がないということなんですけれども、工事に当たっては、道路がありまして、ゴルフ場があるんですけれども、工事期間内には特に配慮するというを一応事務局のほうで言うだけ、地区協議会では許可相当というふうに決定いたしました。

次に10番ですけれども、10番については太陽光発電の設置用地として申請がありました。これは太田一桐生間の道路の西側に接してありまして、そのところの申請地でありまして、南に太陽光があるんですけれども、この西側に1軒、住宅が建っておりますので、この申請者のほうから、特に住宅の人に対して十分説明して了解を得て、後々問題が起こることがないようにしていただきたいということと、設置に当たって、前も言ったことがあるんですけれども、太陽光の発電だけ管理するのではなくて、フェンスの周りも徹底するように、これは現場を見てみますと、かなり草が生えているところがあるんですね。かなり迷惑をかけている用地もあるので、太田市の農業委員会としては、その辺は徹底してやらないと、太陽光発電業者になめられちゃうので、その辺をひとつよろしくお願ひしたいと思います。

許可相当として決定いたしました。以上です。

議長
委員

ただいま、第2地区協議会より番号7番から10番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。
なし。

- 議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号7番から10番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議 長 全員賛成でありますので、番号7番から10番を許可とすることに決定いたします。
- 議 長 続いて、番号11番から13番について、第3地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 5番委員 番号11番、12番について報告いたします。
番号11番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果、譲受人はアパートに住んでおり、申請地を取得し、一般住宅を建築するものです。現地にはもう住宅もあり、現地を確認したところ、周辺の農地への支障もなく問題ないので、許可相当と意見決定いたしました。
再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。
番号12番について報告します。
当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、譲受人は農業をしながら清掃・生花事業を行っている法人の代表であり、露天の資材置場が必要となったため、個人で買受け、会社に貸し付けたいということです。現地を確認したところ、周辺の農地への支障もなく問題ないので、許可相当と意見決定いたしました。
再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。以上です。
- 16番委員 13番について申し上げます。
該当地は昔の桑畑で、傾斜地でございます。そこは今は桑畑になっていませんので、ほぼ山林状態ですが、その樹木を利用いたしまして、バイオマス化をしていきたい。脱炭素の関係で、これから普及する電化製品だと思いますが、そういうことで申請がありましたが、現地を確認しましたところ、何の問題もございませんので、第3地区協議会といたしましては許可相当というふうな結論を得ています。
再度のご審議をよろしく願います。以上です。
- 議 長 ただいま、第3地区協議会より番号11番から13番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。
- 委 員 なし。
- 議 長 それでは、私から一言確認的に教えてください。

●●●●●●●●●●、これは多分バイオマスの関係で何件か処理をされている会社だと思いますが、これまで転用許可をした後の事業の実施状況は、これは事務局にお聞きしたほうがいいのか、教えてください。

事務局 お答えいたします。

●●●●●●●●●●としては、ここ数年なんですけれども、植林用地、同じようなバイオマス用地を目的とした転用事案と、あと間伐した木を置いておく貯木場の事案があったかと思えます。どちらも転用行為は行われているように事務局では把握はしています。以上です。

議長 ありがとうございます。

ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号 11 番から 13 番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号 11 番から 13 番を許可とすることに決定いたします。

議長 続いて、番号 14 番について、第 5 地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

10 番委員 報告します。

番号 14 番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査及び現地確認をした結果を報告します。

申請人は、介護タクシー事業を営んでおり、事業拡大に伴い駐車場が不足することから、露天駐車場用地として営業するものです。現地を確認したところ、いずれも周辺農地への支障もなく、問題はないので許可相当と意見決定いたしました。

再度の審議のほど、よろしく願いいたします。以上です。

議長 ただいま、第 5 地区協議会より番号 14 番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号 14 番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号 14 番を許可とすることに決定いたします。

議長 続いて、番号15番について、第6地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

12番委員 15番について、議案第4号、2番と関連するものです。チェックリストに基づき調査した結果は、譲渡人より譲り受け、建売分譲住宅を建築するものです。現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく問題ないので、許可相当と意見決定いたしました。
再度ご審議のほど、よろしくお願いたします。

議長 ただいま、第6地区協議会より、番号15番について報告がありました
が、ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。
ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号15番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号15番を許可とすることに決定いたします。
なお、3,000㎡を超える許可処分については、群馬県農業会議に意見聴取し、決定に変更がない場合、許可書の交付につきましては、太田市農業委員会会長専決規程により、改めて定例総会を開催せずに交付することといたします。
また、事務の取扱いの結果については、来月の定例総会で報告することといたします。

議長 続いて、議案第6号に移る前に、すみません、お願いがあるんですが、今、この案件の中、例えば5ページの3番を見ていただきたいんです。この案件は営農型太陽光発電施設用地です。営農型につきましては、世の中とか国会とか等の関係でいろいろ問題になっておりますので、ご説明をいただく際には、対象物が何か、それと対象物が例えばどのくらい成長してきちんと管理されているか、あるいは申請をされている方がほかの案件できちんと安全を整備されているかどうかについても、恐縮ですが、当然調べておられるとは思いますが、この総会でも報告されているとありがたいと思います。
なお、この3番については、既にミョウガを生産されていまして、安定して生産をし、●●さんという申請人もきちんとやっておられる

です。

11 番 委 員

今の件なんですけれども、一応状況報告というので個々にこうやって事務局のほうから来ているので、よく読んでもらえれば分かると思います。以上です。

議 長

私がなぜ質問をさせていただいているかといいますと、実は新しくお越しになった、今度任期でおやりになっている方がいる。そういうこともありまして、審査の際にチェックをしていただきたいことを復習を兼ねて実は申し上げているだけで、これの案件、全て申請を受け付けて、皆さんに提出する前段階では、ある程度事務局のほうでもフォローしていますが、別に間違いがないということもありますので、こういう形でチェックをしてほしいと。ですから、それは別に自分で、まさに会社の概要なんて自分で分かりませんから事務局に、まさに審査をするときに、どういう審査をしたらいいのかと、実は何人かの農業委員の方からもご質問いただいているので、実は紙を見ると分かるんですが、具体的なケースでお話しいただいたほうがいいかなということで、あえてご質問しているだけです。恐縮ですが、知っていて何で意見を出すのかと言われれば、申し訳ないんですが、趣旨はそういうことです。以上です。

事 務 局

今ご指摘いただいた件ですけれども、11 番委員からお話がありましたとおり、担当委員には営農状況等の資料を配付させていただいております。そちらの資料を確認いただければ、先ほど会長からありましたとおり、作付作物ですとか生育状況、あるいは他の農地の営農状況等も確認ができると思いますので、担当委員もしくは担当地区の審議に必要な資料はお渡ししたいと思いますけれども、議案書の中に、これ以上の何か情報を記載するようなことは今のところ考えておりませんので、よろしく願いいたします。

18 番 委 員

だったら、この説明のときに、営農型太陽光というのは下で生産するというのが条件ですから、それは説明する必要があります。何を作っているのか分からないので、収量がこのうちは90%だとか、これはやっぱりやらないとまずいと思いますよ。だから、今言ったけれども、説明のときに、これを議案に載せなくても、ちゃんと皆さんに情報を伝えると。そういうことであればいいのではないですか。以上です。俺なんか分かんないんだから。

事 務 局

今、18 番委員がおっしゃったように、報告をしていただくということで会長からもお話があったかと思っておりますので、今後、事務局からそれぞれの担当委員の皆さんにも説明を……。

18 番 委 員
事 務 局
18 番 委 員
事 務 局
18 番 委 員
11 番 委 員
事 務 局
議 長
事 務 局

議案書には載せないということでしょう。
今、議案書については現状の情報のみですね。
分かりました。
今、18 番委員から指摘があったものは、担当委員からの状況報告の中で報告いただくということをお願いできればと思います。
これから説明すればいいです。今回は説明がなかったですからね。
すいません。
よろしく申し上げます。

よろしいですか。
それでは、議案第 6 号 農地法第 2 条 1 項に規定する農地に該当するか否かの判断について、審議を求めます。
事務局に提案をお願いします。

よろしく申し上げます。
まず、こちらの農地・非農地判断対象地、こちらもお手元に配付とい
いますか、通知をお送りしたときに配付させていただいていますが、
こちらも参考をお願いします。あと、先ほど地図のほうも参考に、写
真等も参考に配付させていただいたので、そちらも参考にご覧いただ
きながら、よろしく申し上げます。
それでは、ご説明させていただきます。
委員の皆様には、通年の農地パトロールにおいて農地の利用状況を確認
していただいております。その中で既に再生利用が困難な農地と判
定された農地が存在しておりまして、山間部においては判定されてい
ないが同様の農地も多数存在しております。また、国から非農地判断
の徹底についてという通知によりまして、農地法第 52 条の 2 第 1 項に
基づきまして、農業委員会が作成する農地台帳の正確な記録の確保が
図れないことから、非農地判断に係る事務処理について遂行するよう
に指示がされております。
そうした中で、第 2 地区の担当委員に利用状況調査を実施していただ
きまして、再生利用が困難と判定された農地が約 40 a ありました。別
紙一覧の記載されている畑 16 筆、4,006.81 m²を再生利用が困難な農
地として判定されました。
つきまして、別紙一覧の農地につきまして、非農地として該当するか
否かのご判断をいただきますよう、よろしくお願いいいたします。以上
となります。

議長 ただいま、事務局より提案がございましたが、この案件についてご意見、ご質問等ございますか。

16番委員 参考に聞きたいんだけど、これを非農地化すると今後の扱いがどうなるのかという点。

もう1点は、ほかにもこういう土地は恐らく出てくると思うんですね。これを残しておくということは、遊休農地の増加にもつながると思うんですよ。その対応まで考えていくとすれば、ほかの物件についても、こういうふうにする必要があるかどうか。

その2点を教えてくださいませんか。

事務局 ありがとうございます。こちらの取扱い、非農地判断などの取扱いにつきましても、これは農地ではもうなくなるという形になりますので、地目を変えていただくよう、まず通知を出させていただきます。それに伴って地目等、あと事前に資産税課ですとか、環境対策課等々にご協議はさせていただいております。非農地、農地ではないという形になると、今度は別の地目になります。雑種地なり山林という形になりますので、そうなった場合については該当する担当課のほうで今後は対応するという形になります。

今後の非農地判断につきましても、現在、強戸地区で恐らく5.5ha、葦川地区で2ha、毛里田地区で1.2haほどあるということの状況は確認しております。合計約8.7haはありますので、今後は順次こういったところを、山間部が主に対応になるかと思っておりますので、そちらの対応を今後、来年度以降、委員さんとともにご協力しながら、非農地判断をしていくという形になるかと思っております。以上です。

16番委員 もう一步突っ込んだあれで、今の地目変更するという事だけでも、雑種地にするか山林にするか、それは誰が決めるのか。登記はどのようにするのか。農業委員会でするのか、それまで突っ込んで教えてもらえますか。

事務局 地目変更につきましては、各所有者の方に通知を出しますので、そちらで所有者の方に地目変更、法務局のほうで実施していただくという形になります。地目が変わることによって、これについては税の担当の部署、恐らく資産税課になりますか、そちらのほうでの判断になるかと思うんですけども、それに伴って課税が変わってくるという形になります。ただし、地目が山林とか原野になる場合については、農地とほとんど金額が変わらないという話を聞いておりますので、課税

16 番 委 員

については、そういう状況になるかと思えます。

くどいようだけれども、そうすると、例えば雑種地になれば税額は上がりますよね。農地であれば山林であろうと畑であろうと、そんなに変わらないと思うので、その辺は資産税課の判定によるという考え方でいいんですね。我々は現行を判断させてもらって、向こうで決める。それに基づいて自分で法務局で手続をする、そういう流れですね。

事 務 局

はい。

16 番 委 員

分かりました。ありがとうございました。

18 番 委 員

この関係については、第2地区でこの間、事務局も来てくれて、結構いろいろ意見交換したんですよ。非常に大事な問題なので、今、16番委員さんからそういう話が出ましたけれども、これはやはり全体で、今言ったように、非農地にする場合、農地パトロールして、毎年同じようにいっぱい出ていても、平地でも入っていけないようなところがあるわけ。それを今後、山林ならいいさ。山林の中だったら税金が安いから。ただ、これは平地で非農地に変えたという場合は雑種地になりますよね。そうすると、税金が5倍増えたことになりますからね。だから、本来ならば、これはお灸を据える意味ではうんといいいんですね。実際の話、圃場がきれいになるんで。だから、今、農地パトロールして農地利用最適化推進委員が遊休農地を確認して指導しているわけですよ。全然効果がないんですよ。実際の話、毎年、見ているのが同じところだ。今度は3年たって違う人が、今度は新しくなりますよね。またやるよ。また同じようだ。いちごっこなんですよ。

だから、本来ならば、こういう判断が今回出たので、ああ、いい方向だなと。ただ、平地の場合は、非農地にした場合は雑種地ですよ。平地は山林にはならないよね。だから、本来ならば、もうこういうのをぱちっとやれば、きれいにするかも分からないよ。これは一つのスタートだよ。第2地区で議論したんだから。これは全体の中で農業委員さんが意識を持たないとだめだよ。今、遊休農地が67haあるでしょう。議会でだって質問されたでしょう。それを言ったって全然解決しないんだから。だから、一つの方向で、農業委員会はえらい判断をしたなと。ここでは議論したくないです。第2地区で十分時間をかけたから、5時過ぎまで。一応そういうわけです。

議 長

お話を承りました。ありがとうございます。

委 員

それ以外にご意見、ご質問等ございますか。
なし。

議長 長 それでは、ご意見、ご質問等もないようですので、農地法第2条第5項に規定する農地に該当するかについては、「全て該当しない(非農地)」と意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 長 全員賛成でありますので、そのように決定いたします。

議長 長 続いて、議案第7号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定に基づき、同法第1条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画(案)が会長宛てに提出されたので、決定を求めます。
市長部局の農業政策課がお見えになっておりますので、そちらから一括提案をお願いいたします。

農業政策課 それでは、お手元の資料「農用地利用集積計画(案)」に基づき、提案させていただきます。

初めに、大変申し訳ございませんが、資料の訂正がございます。

計画(案)31ページ、番号16、17番、利用権の設定を受ける者(借手)の部分について、株式会社●●●●●●●●様の住所が藤阿久町●●●●番地となっておりますが、正しくは阿久津町●●●●番地でございます。大変申し訳ございませんでした。

では、改めて提案させていただきます。

今回は、通常の利用権設定が447筆、うち解除条件付利用権設定が18筆、ほか所有権移転が13筆であり、利用権移転はございませんでした。また、農地中間管理事業に関しては、集積計画一括方式により全て集積計画での権利設定となります。

今回、農地の447筆のうち、農地中間管理機構を通してのものが23筆で2万1,525.87㎡となっております。

次に、目次の次ページでございます「総括表」について説明させていただきます。

まず、2つある表のうち、上にあります1.面積の表をご覧ください。こちらにつきましては、設計期間別・地目別・地区別の設定面積の状況が記載されております。

表の右下の部分になりますが、今回、新規と再設定の合計で69万3,982.97㎡となっております。

続きまして、次は下にあります2.筆数及び人数の表をご覧ください。こちらにつきましては、設定期間別・地目別・地区別の件数等の状況が

記載されております。

こちら右下の部分になりますが、447筆のうち、借方が118名、貸方が225名となっております。

資料の1ページから29ページまでは利用権設定についての詳細であり、記載のとおりです。

なお、30ページから31ページにつきましては、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第2項第6号に規定する借手が農作業に常時従事すると認められない者の場合の解除条件付利用権設定であり、筆数は18筆、面積合計は2万9,544.80㎡となっております。

32ページ的所有権移転につきましては、筆数は13筆、面積合計は1万6,758.19㎡となっております。

なお、今回提案させていただきました計画(案)は、改正前の農業経営基盤強化推進法第18条第3項に規定する要件を満たしているものと考えます。

最後になりましたが、公告日及び利用権設定日は令和5年10月20日です。

以上が提案の説明となります。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

事前に会長からご質問いただいた件に関しまして、この場で回答させていただきます。

まず1つ目が利用権設定のメリットということで、補助金など現在、一定の耕作面積を持つ認定農業者の方が利用権設定をして農地を借りた場合、借手である認定農業者の方には奨励金、貸手の方には支援金という形での交付金がございます。

2つ目の質問として、利用権設定と中間管理事業の違いということで、そもそも何が違うのかということなんですけれども、利用権設定は相対の契約であり、中間管理事業は借手と中間管理機構の契約、中間管理機構と貸手等の契約となっていて、大きな違いとしては、賃料の振り込みが中間管理事業では機構である農業公社が行っているという点です。中間管理事業と聞くと、マッチングをしてくれるようなイメージがございますが、実際には受手が決まっていないと公社は借入れをしないので、中間管理機構が間に入って契約をしていること以外にあまり違いはありません。

3つ目の質問として、基盤強化法の改正によって中間管理事業に一本化されるに当たっての現状と今後についてということなんですけれども、基盤強化法の改正によって地域計画策定後、地域計画は令和7年

3月末までに策定することとなっていますので、令和7年4月からは利用権設定が廃止となり、中間管理事業に一本化されます。また、地域計画策定後は、中間管理機構は地域計画の目標地区に基づいた権利設定のみをすることとなります。つまり、目標地区に位置づけがないと権利設定ができないという状況になります。地域計画外で決まった新規の貸し借りについては、権利設定前に目標地区への位置づけが必要となり、設定時期よりも前にその地域計画の変更が必要となってまいります。

申請手続きに関しましては、現状の中間管理機構を通した貸し借りとあまり変わらないということですが、詳細が決まり次第、広報やホームページなどでも周知させていただきたく思います。

以上となります。

議長

ありがとうございました。ご質問、ご意見等ございますか。

18番委員

今、説明したやつの要約、流れ、今の時点では利用権の設定と中間管理機構を並行的にやっていくと。令和7年の4月からもう利用権設定はなくなります。中間管理機構。そういうのは知っておかないとまずいと思うので、そういう情報提供を頭に、レベルを低くして分かりやすいようにお願いします。以上です。

農業政策課

手続の詳細が決まり次第、随時お知らせさせていただきたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

5番委員

今、中間管理機構だけになるという話なんだけれども、そうすると、基本的にどういうふうになるの。要するに、今現状、農業政策課のほうは異動申告書で物事が動いていますよね。要するに、利用権を設定しなくても異動申告書で事業はできるわけだよね。中間管理だとどうなるのか。別に関係ないんでしょう。利用権設定の部分が中間管理になるというだけのそういう判断をすればいいのか。そのときに、したときに、借り手と貸し手の費用は幾らか出るの。

農業政策課

基本的には、利用権設定と実際に貸し借りしている方にとっては変わらないようなイメージとさせていただければと思います。

5番委員

だって、新規は今度中間管理になるわけでしょう。

農業政策課

そうですね。新規は全て中間管理なので、借手の方と貸手の方、それぞれ一旦中間管理を通しての貸し借りとなるので、ただ、変わることといえば、賃料の振り込みが一回公社を通してのやり取りとなるので、相対で何かやり取りをしてもらうということは少なくなるのかなと。

5番委員

今、利用権設定は基本的にやっても、合意解約ができるじゃない。意味がないと思っているんだけど、中間管理はどうなの。合意解約はできるの、できないの。

農業政策課

中間管理は、借手と中間管理の解約と貸手と中間管理の解約になるんですけども、受手の人が耕作ができないとなれば、基本的には全解約という形で、借手と中間管理と、中間管理と貸手の方の全解約になるんですけども、そこで貸手の方がまた引き続き、この農地を誰かに耕作してほしいという意思があるようでしたら、借手と中間管理機構のところ解約になっても、2年間、次の借手が見つかるまでの期間ということとなっているんですけども、その間、中間管理機構がその農地を管理して、次の借手を探すというような仕組みになっているということです。ただ、それも地域計画策定後の令和7年4月からは、その仕組みもまだどうなるか未定ということなので。

5番委員

結局、途中解約すると、費用をもらっていると、それも返還になるじゃない。今まで利用権でやってもそうなんだけれども、要するに、耕作者が耕作したいのに、貸手側から事情があって、ほとんどみんな途中解約なんだよ。昔は違ったんだよね。そういうのはなかった。あくまで利用権設定すると、その年度、年数は耕作者に権利があったので途中解約できなかったの。今は途中解約ができるために、今言った利用権設定しても何の意味もない。要するに、耕作者に権利がない。

だから、今度は要するに中間管理をやるのも構わないんだけど、その権利を利用するに、耕作者が与えていると、今言ったように、合意解約ができるということになると、借手もいつ返してくるか分からない。今年借りても、来年、合意解約で返してくれと言われたら、返さないわけにいかない。要するに、耕作者に権利がないんだ。中間管理だから、耕作者に権利ができるんならいいんだよね。

3年なら3年、5年なら5年の契約ができたときには、要するに耕作者に権利があるなら構わないけれども、今言ったように、今までと利用権設定で地主さんの都合で解約でしようと言われたら、みんな解約なんだもの。利用権設定しても意味がない。それならする必要がないんじゃないかと思う。だから、今言ったように、中間管理がそれだけ耕作者に権利が与えられるものであればやっても構わないけれども、今までと同じ、要するに利用権設定のような内容であったとすれば、やる意味はないと思う。その辺はどういうふうに考えているのか。

農業政策課

基本的には利用権設定と変わらないので、地主の方から解約してほしいという申出があったら、そこは使えなくなるという。

5番委員 じゃ、耕作者に権利がないということでは、やったってしようがないんじゃない。だって、意味ないじゃん。借りました。今年作りました。来年返してくださいじゃ、設備投資もできなければ、規模拡大もできないじゃない。やる必要ないと思うよ。要するに、耕作者に権利がないものをつくったってしようがないんじゃないの。私はそう思いますけれどもね。

農業政策課 そうですね。今の制度上だと、耕作者の方の立場があまりないということで、農業公社のほうにも意見としてお伝えさせていただきますので。

議長 質疑はまだありますか。
まだ最終的なところは検討中という話ですから、分かりやすい形で、18番委員からありましたように、絵でも描いて、下に説明でも書くような感じでお願いできればと思います。
今の同意解除なんですけれども、私は人間があまり素直じゃないので、同意というのは両方が同意しないとだめなわけですから、開き直るかどうか。これはお薦めはしませんけれども、円満に解決をするということだと思います。
特に案件そのものについてありませんね。
それでは、案件、利用集積計画（案）については、ご意見、ご質問等もないようですので、本件を農用地利用集積計画（案）のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
（挙手 全員）

議長 全員賛成でありますので、そのように決定し、市長に通知いたします。農業政策課の方、お忙しいところありがとうございました。
以上で審議は終了いたしました。次の報告第1号は、先月、農業会議に意見聴取した9月分の許可書の取扱いに係る太田市農業委員会会長専決規程第3条によるものでございます。
太田市農業委員会会長専決規程第2条により、下記により許可書交付の取扱いをいたしましたので報告いたします。
続いて、報告第2号から第5号について事務局よりお願いいたします。

事務局 報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について、14ページから15ページに記載のとおり、3件提出されております。
報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について、16ページから18ページに記載のとおり、14件提出されてお

ます。

報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書について、19ページに記載のとおり、3件提出されております。

報告第5号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について、20ページから24ページまで記載のとおり、17件提出されております。

以上報告させていただきます。

議
委
員
長

長
員
長

報告第2号から第5号につきまして、ご質問等ございますか。

なし。

ご質問もないようですので、以上で第3回定例総会を終了します。

閉 会 令和5年10月6日（金） 午後3時20分